

畑作物共済（蚕繭）をご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

この書面では、畑作物共済（蚕繭）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずご一読いただき、お申込みいただくようお願いします。

契約概要

畑作物共済（蚕繭）の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については弊組合のホームページ「事業規程」をご覧ください。

○用語のご説明

共済目的	補償の対象となるものです。
共済責任期間	共済目的が補償の対象となる期間です。
共済金額	共済目的に対する補償金額のことで、お支払いする共済金の限度額です。
共済金	共済事故が発生した際に、弊組合がご契約者やその指定された受取人に支払う金額です。
共済事故	共済金が支払われる損害の原因になる事由です。
共済掛金	補償に対する対価としての、掛金総額です。
国庫負担共済掛金	共済掛金の内、国が負担する金額です。
組合員等負担共済掛金	共済掛金から国庫負担共済掛金を差引いたご契約者にご負担いただく金額です。
賦課金	ご契約者にご負担いただく事務手数料です。
類区分	養蚕の飼育期間ごとに定められている区分です。 春蚕繭（2類：前期・3類：後期）、初秋蚕繭（5類：夏蚕期・6類：初秋蚕期）、晚秋蚕繭（8類：晚秋蚕期・9類：晩晩秋蚕期）
単位当たり共済金額	農林水産大臣が定めた金額の内、ご契約者が申し出た1kg当たりの金額です。
基準収繭量	過去一定年間の平均的な1箱当たり収繭量です。年産、ご契約者及び類区分ごとに算定します。
危険段階別共済掛金率	ご契約者ごとの過去の損害率に応じた掛金率です。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 制度の仕組み

契約概要

畑作物共済（蚕繭）は、農業保険法に基づき、自然災害や病虫害の事故によるご契約者が飼育する蚕児や蚕児飼育のための桑葉に係る損失を補てんし、農業経営の安定をはかることを目的とした政策保険です。

(2) 共済目的及び加入資格者

契約概要

①共済目的

蚕繭

ご契約の際は全ての蚕期と使用する桑園について、加入の申込みをしていただく必要があります。

②加入資格者

群馬県内に住所を有し、類区分ごとの掃立量が0.25箱以上の農業者です。

(3) 共済事故及び補償の対象にならない主な事項

契約概要

注意喚起情報

①共済事故

【蚕児】・風水害・地震及び噴火による災害・火災・病害・虫害・鳥害・獣害

【桑葉】・風水害・干害・凍霜害・ひょう害・雪害・冷害・地震及び噴火による災害・雷害・その他気象上の原因による災害・火災・病害・虫害・獣害

②補償の対象にならない主な事項

- ・ご契約者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ・ご契約者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ・ご契約者（ご契約者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規程に違反したことによって生じた損害
- ・正当な理由なく組合員等負担共済掛金及び賦課金の支払いが遅滞した場合
- ・農薬等の不適切な使用による葉害
- ・桑葉に被害を受けたが収繭量が減少しない場合

(4) 共済責任期間

契約概要

共済責任期間は次のとおりです。

○蚕期ごとに使用する桑の発芽期から収繭までです。

収繭とは、繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭するまでです。

(5) 加入方式及び補償割合

契約概要

補償割合はご契約者が任意に選択できます。概要は次頁のとおりです。

加入方式	補償割合	内容
全相殺方式	80% 70% 60%	ご契約者ごとに、蚕期ごとの収繭量が基準収繭量の合計に補償割合を乗じた値に達しないときに共済金を支払う方式です。 ご加入には、JA等の出荷資料もしくは確定申告書等関係書類の過去5年分から適正に収繭量が把握が必要です。 ※収繭量及び基準収繭量は出荷資料もしくは確定申告書等関係書類から算出します。

(6) 共済金額

契約概要

共済金額の算定は次のとおりです。

単位当たり共済金額 × 基準収繭量 × 補償割合

(7) 共済金

契約概要

注意喚起情報

共済金の算定は次のとおりです。

単位当たり共済金額 × 共済減収量

※ 共済減収量 = (基準収繭量 - 収繭量) - 基準収繭量 × (100% - 補償割合)

(8) 分割評価

契約概要

注意喚起情報

通常すべき飼育管理、蚕病予防、桑園管理の不行き届き、また、蚕児の病害等により自己判断で棄蚕した場合による減収は、共済減収量として取扱いません。共済事故による減収と分けて評価を行います。

(9) 納入額と払込方法等

契約概要

①共済掛金

共済金額×共済掛金率によって算出されます。

共済掛金の50%に相当する金額を国が負担（国庫負担共済掛金）し、残りをご契約者が負担（組合員等負担共済掛金）します。

なお、共済金額に乘じる共済掛金率は、群馬県内の過去20年間の被害率と、ご契約者ごとの過去の損害率に応じて毎年更新される危険段階別共済掛金率の区分に応じて毎年見直されます。

②納入額

組合員等負担共済掛金と賦課金を足したもの（以下「共済掛金等」という。）になります。

③払込方法

原則、口座振替をおすすめしておりますが、お振込みも可能です。

○口座振替対応金融機関は次のとおりです。

- ・群馬県内JA
- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・足利銀行
- ・しののめ信用金庫
- ・利根郡信用金庫
- ・高崎信用金庫
- ・桐生信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・アイオ一信用金庫
- ・館林信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・群馬県信用組合
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・あかぎ信用組合
- ・ゆうちょ銀行

④払込期限

類区分ごとに、弊組合が指定する日

上記期限までに払込みください。期限までの払込みが確認できない場合は、共済関係が解除となりますのでご注意ください。

(10) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

ご契約者には、告知義務が発生します。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務の事です。告知事項とは加入申込書の記載内容及び損害の発生の可能性に関する重要な事項の内、弊組合が告知を求めたものとなります。

故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかった時は、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく弊組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

①共済事故が発生した場合

共済事故が発生した場合には、次の事項をご連絡ください。

- ・種類
- ・発生年月日及び発生した場所、状況等

②共済目的に異動が発生した場合

共済目的に次の事由が発生した場合には、その旨をご連絡ください。

- ・譲渡
- ・収織期前の棄蚕
- ・類区分変更
- ・加入申込書兼変更届出書に記載した事項の変更

③農業経営収入保険（以下「収入保険」）に加入する場合

(2) 収入保険への移行に伴う契約変更

契約概要

注意喚起情報

ご契約者が共済責任期間の途中に保険期間が開始する収入保険に加入した際には、畑作物共済（蚕織）との同時加入はできません。そのため、畑作物共済（蚕織）のご契約を解除します。その場合には、組合員等負担共済掛金については全額、賦課金については解除されるご契約の共済責任期間の内、未経過であった期間に相当する金額を返還します。

★未経過期間



(3) 共済契約の承継

契約概要

譲受人がご契約の承継を希望する場合は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地、その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、弊組合に承諾の申請を行ってください。後日、承諾可否を通知いたします。

(4) 途中解約

契約概要

注意喚起情報

共済責任期間中にご契約者都合による途中解約を希望される場合には、原則として共済掛金等の返還はしませんのでご注意ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 財務状況悪化時等の取扱い

注意喚起情報

国と保険関係を結び危険分散を図っていますが、弊組合の業務又は財産の状況の変化によって共済金、解約返戻金等のお支払いを一部凍結や削減する場合があります。

(2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報については次のとおり利用しますが、詳しくは弊組合のホームページをご覧ください。

- ・引受の審査、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの案内・充実を行うために利用します。また、本共済契約に関する利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。
- ・弊組合は農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で必要な範囲で利用することができます。
- ・法令において必要とされる場合、必要な範囲で第三者に提供することができます。

(3) 重大事由による解除

注意喚起情報

次の事項に該当した場合、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

- ・弊組合に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ・共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員であることが判明した場合
- ・上記のほか、弊組合からの信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が発生した場合



規程等については、弊組合のホームページに掲載しております。「NOSAIぐんま」又は「群馬県農業共済組合」で検索するか、下のQRコードをご利用ください。



各種お問い合わせ、共済金の請求は以下の窓口までお願いします。受付は平日の8時30分から17時15分までとなります。

支所名	住所	TEL	FAX	管轄地域
中央支所	〒371-0847 前橋市大友町 1-3-12 1階	027-254-2070	027-254-2077	・前橋市・伊勢崎市・玉村町
西支所	〒370-0084 高崎市菊地町 563	027-344-2181	027-344-2184	・高崎市・安中市・藤岡市・上野村 ・神流町・富岡市・下仁田町 ・南牧村・甘楽町
北支所	〒377-0203 渋川市吹屋 370 1階	0279-26-2600	0279-26-2601	・渋川市・榛東村・吉岡町・中之条町 ・長野原町・嬬恋村・草津町 ・高山村・東吾妻町・沼田市 ・片品村・川場村・昭和村 ・みなかみ町
東支所	〒373-0806 太田市龍舞町 589-3	0276-47-5600	0276-47-5601	・太田市・桐生市・みどり市 ・館林市・板倉町・明和町 ・千代田町・大泉町・邑楽町

※Webでのお問い合わせは、ホームページ内のお問い合わせフォーム、又は右のQRコードよりお願いします。

